

建設工事に係る入札契約等説明会

令和6年5月14日(火)10時～
荷揚複合公共施設6階多目的大会議室

— 次 第 —

1 開会あいさつ

2 入札契約等の説明

- (1) 令和6年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について …1
 - ① 週休2日工事の拡大について …2
 - ② ICT活用工事（試行）の拡大について …4
 - ③ 情報共有システム活用（試行）の拡大について …5
 - ④ 工事完成図書の電子納品（試行）の拡大について …6
 - ⑤ 余裕期間制度の拡大について …6
 - ⑥ 特定工事の指定について …8

- (2) その他
 - ① 工事等関係書類様式の統一化について …9
 - ② 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の見直しについて …10
 - ③ 建設現場に設置する「快適トイレ」の導入について …11
 - ④ 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について …13

(1) 令和6年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業においては、労働基準法で法定化された時間外労働の上限規制の猶予期間が終了し、令和6年4月から規制が適用されます。これにあわせて建設業界の健全な発展を図るため、本市も建設業者とともに、働き方改革の推進、生産性の向上を後押ししていかねればなりません。

また、入札不調の対策も引き続き講じていきます。

以上のことから、令和6年度に次のとおり制度の改正を行います。

制度改正

取組Ⅰ 働き方改革の推進

1. 週休2日工事の拡大について

取組Ⅱ 生産性の向上

2. ICT活用工事（試行）の拡大について
3. 情報共有システム活用（試行）の拡大について
4. 工事完成図書の電子納品（試行）の拡大について

取組Ⅲ 入札不調の対策

5. 余裕期間制度の拡大について
6. 特定工事の指定について

取組 I 働き方改革の推進

① 週休2日工事の拡大について

本市では、建設業における働き方改革の推進の一環として、令和6年度から以下のとおり週休2日工事の対象を拡大します。

(1) 対象工事・方式

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
対象工事	設計金額が130万円を超える工事	全ての工事(※注1、2)
方式	・現場閉所型週休2日制	・現場閉所型週休2日制 ・週休2日交替制(注3)

(※注1) 対象工事は特記仕様書に週休2日工事であることを明示します。

(※注2) 以下の工事は対象としない。

- ア. 竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- イ. 緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ウ. その他発注者が指定する工事

(※注3) 営繕工事には適用しない

①「方式」は現場特性などを踏まえて発注者が指定します。

②いずれの方式も受注者の希望により実施することができる「受注者希望型」とします。

(2) 週休2日の定義

現場閉所型週休2日制	施工計画書に4週間6日以上 of 休日を定め、その休日には現場での作業(※注4)を一切行わず、1日を通して現場閉所(※注5)する方式。
週休2日交替制	現場閉所が困難な工事において、現場に従事する技術者と技能労働者について、交替しながら4週間のうち6日から8日の休日を確保する方式。 なお、休日には現場での作業を行わない。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

(※注4) 【現場での作業に該当しない作業】

- ・臨機の措置(異常気象等における現場対応や安全パトロール等)
- ・資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(※注5) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場での作業がない状態をいいます。

[休日取得形態]

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

(3) 労務費等・工事成績評定の取扱い

① 労務費等の取扱い

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
労務費等	<p>・現場閉所型週休2日制 「週休2日」が達成できた場合、休日取得形態に応じた補正係数を乗じて増額変更</p>	<p>・現場閉所型週休2日制 (130万円を超える工事) 当初から4週8休の達成を前提とした予定価格を積算 4週8休に満たないものは、達成状況に応じて補正分を減額変更</p> <p>・現場閉所型週休2日制 (130万円以下の工事) 「週休2日」が達成できた場合、休日取得形態に応じた補正係数を乗じて増額変更</p> <p>・週休2日交替制 「週休2日」が達成できた場合、休日取得形態に応じた補正係数を乗じて増額変更</p>

補正係数

- ・土木工事(現場閉所型週休2日制) 労務費、機械経費、共通仮設費及び現場管理費
(週休2日交替制) 労務費及び現場管理費
- ・営繕工事(現場閉所型週休2日制) 労務費

② 工事成績評定の取扱い

4週8休の取得形態が達成できた場合についてのみ、評価します。
なお、達成できなかった場合に評価が下がることはありません。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

取組Ⅱ 生産性の向上

② ICT 活用工事(試行)の拡大について

ICT(情報通信技術)施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、ICT活用工事(※注)の対象を拡大します。

(※注) 工事前測量から工事、検査までの工程において、ドローン、GPSやコンピューター付建設機械などの情報通信技術を活用する工事

(1) 対象工事

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
ICT 活用工事 の対象工事	・舗装(路盤工)面積1,000㎡以上	・舗装(路盤工)面積1,000㎡以上 ・舗裝修繕(切削工)面積3,000㎡以上 ・土工

対象工事は特記仕様書に「ICT 活用工事」であることを明示します。

(2) 発注方式

受注者が、本市の「ICT活用工事試行要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

(3) 費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛(ICT施工)と国土交通省ICT活用工事積算要領に基づいて契約変更を行うものとし、

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

③ 情報共有システム活用(試行)の拡大について

インターネットを介した打合せ簿等の工事帳票の作成や提出、電子での承認などが可能となる「情報共有システム」を活用し、業務の効率化を図ります。

(1) 対象工事・発注方式

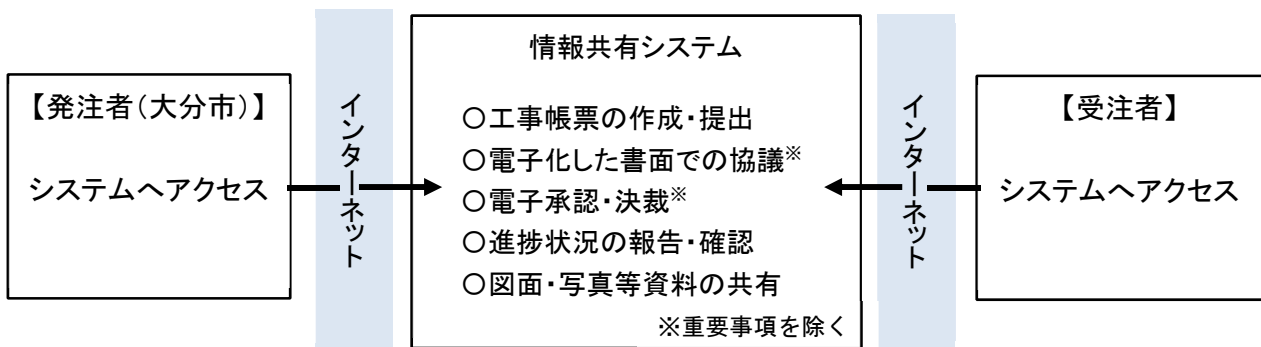
	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
対象工事 「発注方式」	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額が130万円を超える工事 「受注者希望型」 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額が130万円を超える工事 「受注者希望型」 ・営繕工事 設計金額が3,000万円以上の工事 「発注者指定型」

対象工事は特記仕様書に「情報共有システム活用試行工事」であることを明示します。ただし、対象工事に指定された営繕工事であっても、やむを得ない理由があると認められる場合は適用外とします。

(2) 費用負担

- ① 工事受注者が工事ごとにシステム提供者と契約し、利用料(登録料と使用料)を負担します。
利用料はシステムごとに異なり、月額1万円~2万円程度です。
- ② 土木工事における利用料は、設計金額(共通仮設費のうち技術管理費の率計上分)に含まれています。
- ③ 営繕工事における利用料は、設計金額(共通仮設費)に積上げ計上します。

(3) システムの活用イメージ



- 活用のメリット**
- ・工事帳票や資料の提出にかかる移動時間、移動コストを縮減できる
 - ・工事帳票や資料は時間や場所を問わず閲覧、決裁ができる
 - ・業務の効率化により、対面打合せや現場管理の時間を確保しやすくなる

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

④ 工事完成図書の電子納品(試行)の拡大について

工事期間中における受発注者間の紙資料の受渡しを削減することにより、作業の効率化と省資源・省スペース化を図るため、建設工事における工事完成図書(図面及び工事写真等)を電子納品する対象工事を拡大します。

(1) 対象工事・発注方式

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
対象工事 「発注方式」	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額4,000万円未満「受注者希望型」 設計金額4,000万円以上「発注者指定型」 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 設計金額2,000万円未満「受注者希望型」 設計金額2,000万円以上「発注者指定型」 ・営繕工事(※注) 設計金額130万円を超える工事「受注者希望型」

(※注) 営繕工事において電子納品の対象とする完成図書は、工事写真帳及び情報共有システムで処理した工事帳票とします。

(2) 作成方法

「大分市電子納品試行運用ガイドライン」に基づいて、受注者が電子媒体を作成します。
なお、電子納品の媒体は CD-R、DVD-R(一度しか書き込みができないもの)とします。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

取組Ⅲ 入札不調の対策

⑤ 余裕期間制度の拡大について

工事開始前に、技術者、労働者や建設資材の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、工事施工時期の平準化に取り組みます。

(1) 対象工事

設計金額が130万円を超える建設工事のうち、発注者が選定した工事を対象とします。対象工事は特記仕様書、入札公告又は指名執行通知書において余裕期間を設ける工事であることを明示します。

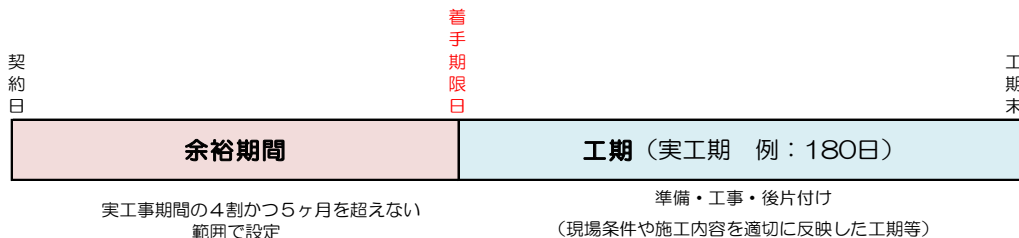
(2) 設定方式

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
余裕期間の設定方式	<ul style="list-style-type: none"> ・任意着手方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意着手方式 ・発注者指定方式

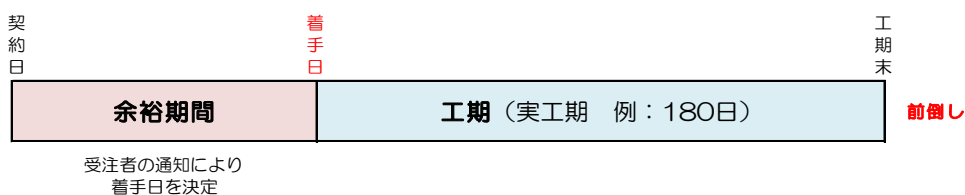
方式のイメージ

任意着手方式：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式

《発注時》

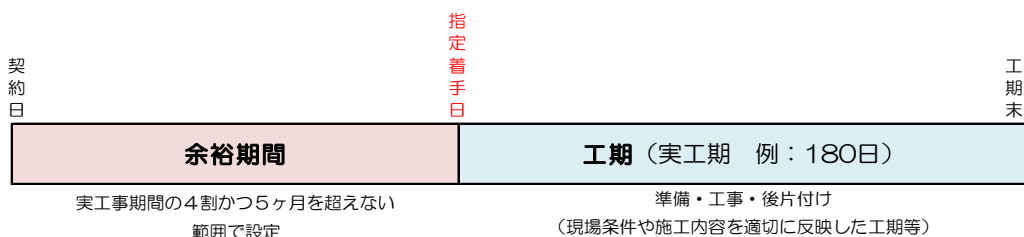


《契約時》



発注者指定方式：発注者が工事の始期を指定する方式

発注者が始期を指定できるため、関連する別発注工事がある場合も余裕期間制度の活用が可能



(3) 余裕期間

	現行(令和5年度)	改正後(令和6年度)
余裕期間の範囲	実工事期間(※注)の3割かつ3ヶ月を超えない範囲	実工事期間の4割かつ5ヶ月を超えない範囲

(※注) 実際に工事を施工するために必要な期間

(4) 技術者の配置

余裕期間中は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。

(5) 工期の考え方

建設工事請負契約書に記載する工期は実工事期間とする。

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

⑥ 特定工事の指定について

令和6年度の発注工事から、現場制約が厳しいなど、入札不調が見込まれる工事を「特定工事」に指定し、令和7年度から、この受注実績を総合評価落札方式において評価します。

(1) 特定工事の指定

適用工事の中から発注者が特定工事を指定し、特記仕様書、入札公告又は指名通知において明示します。

	令和6年度から指定
適用工事	山間部や中心市街地など現場制約が厳しい土木工事 道路改良、農業土木、橋梁修繕、河川改良、災害復旧、電線共同溝など

(2) 特定工事の評価

令和7年度から、土木工事の総合評価落札方式において、特定工事の受注実績を全ての型式(簡易型、特別簡易型、技術提案チャレンジ型)で評価します。

(3) 特定工事の配点

評価項目・内容	令和7年度から評価
受注実績(※注)2件以上	0.5点
受注実績(※注)1件	0.3点
上記以外	0.0点

(※注) 当該年度を除き、過去2ヶ年度に完成検査を実施した特定工事が対象

◆ 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

(2) その他

① 工事等関係書類様式の統一化について

建設業の働き方改革推進にかかる受注者の業務効率化のため、国や九州各県、政令市等における建設工事等関係書類の統一化様式での契約等事務運用を行います。

(1) 統一化対象様式

改正前様式名(令和5年度)	改正後様式名(令和6年度)
現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書	現場代理人等通知書
	現場代理人等変更通知書
中間前金払認定請求書	中間前金払認定請求書
出来形確認要求書	出来形確認請求書
工事完成通知書	工事完成通知書

(2) 技術者略歴書の取扱いの変更

様式の統一化に伴い技術者略歴書の取扱いについても県と同様となるよう変更します。

現 行(令和5年度)	変 更 後(令和6年度)
全ての工事の技術者について提出を求める	一定期間以上の実務経験を主任技術者の資格要件とする場合のみ提出を求める(県と同様)

(3) 適用日

令和6年4月1日以降に契約締結を行う工事等について適用する(※)

※経過措置として、令和6年9月30日まで旧様式の使用を可能とする

② 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の見直しについて

本市では、平成29年度から最低制限価格制度について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連モデル)等に準拠した算定方法を実施しております。今般、国等においてダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、本市においても改正を行います。

○業種区分ごとの変更点

業種区分	現 行	改正後
測量業務	【制限割合の算定項目】 諸経費 48%	【制限割合の算定項目】 諸経費 50%
土木関係建設コンサルタント業務	【制限割合の適用範囲】 6/10～8/10 【制限割合の算定項目】 一般管理費等 48%	【制限割合の適用範囲】 6/10～ 8.1/10 【制限割合の算定項目】 一般管理費等 50%
地質調査業務	【制限割合の算定項目】 諸経費 48%	【制限割合の算定項目】 諸経費 50%
補償関係コンサルタント業務	【制限割合の適用範囲】 6/10～8/10 【制限割合の算定項目】 一般管理費等 45%	【制限割合の適用範囲】 6/10～ 8.1/10 【制限割合の算定項目】 一般管理費等 50%

◆令和6年5月1日以降に公告及び指名通知を行うものから適用します。

③ 建設現場に設置する「快適トイレ」の導入について

建設現場を男女ともに働きやすい環境に整えるため、男女それぞれが快適に使用できる仮設トイレ(以下「快適トイレ」という。)を本市が発注する建設工事に導入いたします。

快適トイレとは、洋式便器や簡易水洗機能、照明設備などを備えていること、また、男女別の明確な表示や鏡付きの洗面台、便座除菌クリーナー等の衛生用品を付属品として設置しているトイレのことです。

この取組は、大分県では4月から実施しており、県内市町村では初めてとなります。

また、民間発注工事においては、厚生労働省の「人材確保等支援助成金」の活用を呼びかけてまいります。

1. 大分市発注工事

(1) 対象工事

令和6年6月1日以降に入札公告または指名執行通知を行う建設工事

(2) 実施方法

受注者が快適トイレを設置した場合、割増費用分を設計変更で増額します

(3) 設計変更額の算出方法

①「51,000円/基・月」と「積算上の差額※」を比較して安い方

②男女それぞれで1基ずつ、1工事につき2基まで増額可能

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額を差し引いた額

(4) 快適トイレの種類 (国土交通省資料)

ボックス型		
車載型		
ハウス型		

(5) 快適トイレの標準仕様（国土交通省資料）

1. 快適トイレに求める機能

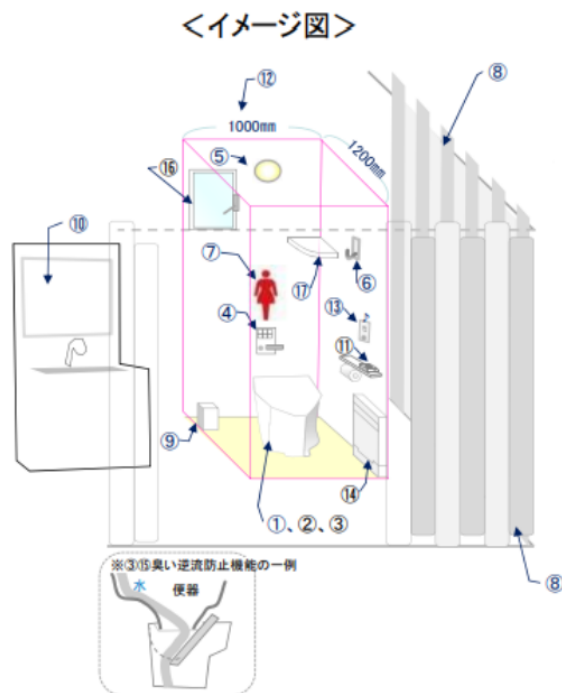
- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)



2. 民間発注工事(「厚生労働省の助成制度」: 1. との併用は不可)

(1) 制度の概要

名 称	人材確保等支援助成金 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)
受給対象者	中小元方建設事業主
対 象 事 業	女性の建設労働者専用の作業員施設を賃借する事業
助 成 額	・施設の賃借料、設置工事費等の対象経費の3/5 ・1事業年度あたりの上限 90万円

(2) 助成金についてのお問い合わせ

大分労働局 職業安定部 職業対策課 大分助成金センター TEL 097-535-2100	パンフレットはこちらから

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。